資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は平成二十八年十一月十日付官報（号外第二四八号）六十三頁に掲載されています。

平成二十九年一月十二日

神奈川県川崎市高津区末長三丁目三一番五号ＫＹビル四Ｆ　株式会社Ｍ＆Ｓ

代表取締役　佐藤　陽

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百五十万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年三月一日であり、株主総会の決議は、平成二十八年十二月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年一月十二日

山梨県甲府市右左口町四一四七番地の一

有限会社山崎運輸

代表取締役　山崎　基和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年一月十二日

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地一〇七七番地二

有限会社北薩観光バス

代表取締役　神薗　林子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ一億一千万円及び一億円になることを条件として、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年一月六日

掲載頁　六十四頁（号外第三号）

平成二十九年一月十二日

青森県弘前市大字門外四丁目三番地四七

株式会社弘前ドライクリーニング工場

代表取締役　久保　弘之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円、資本準備金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年一月十二日

大阪府茨木市上泉町二番九号

有限会社タテベ

代表取締役　建部　憙克

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年一月二十七日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年二月七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年一月十二日

東京都港区浜松町一丁目三〇番五号

日本ＡＴＭビジネスサービス株式会社

代表取締役　中村　浩之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月十二日

福島県会津若松市明和町七番一五号

株式会社うたがわ

代表取締役　歌川　健一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月十二日

大阪府堺市堺区市之町西二丁一番三号

株式会社マルテン

代表取締役　木村　佳博

株式交換につき通知公告

株主各位

当社は、平成二十九年二月一日開催予定の株主総会において、平成二十九年二月三日を効力発生日として、ラクオリア創薬株式会社（本店所在地愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目二一番一九号）を当社の完全親会社とする株式交換を行うことを決議いたしますので、公告いたします。

また、会社法第七八五条第一項に基づき当社の株式の買取を請求される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知下さい。

平成二十九年一月十二日

東京都新宿区北新宿一丁目一二番一二号

テムリック株式会社

代表取締役　浴本　久雄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年一月十二日

札幌市中央区北一条西二四丁目二番一一―一〇〇四号

岡本食品株式会社

代表取締役　岡本かおり

限定承認公告

本籍東京都立川市一番町二丁目一三番地一四、最後の住所東京都立川市一番町二丁目一三番地の一四　被相続人　亡　長田　好

右被相続人は平成二十八年十月五日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月二十六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十二日

宮城県仙台市泉区泉ケ丘二丁目一番七号

限定承認者　村井　良三

限定承認公告

本籍新潟県上越市吉川区国田二八七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　八木　孝一

右被相続人は平成二十八年十月二十三日死亡し、その相続人は平成二十九年一月四日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十二日

新潟県上越市吉川区国田二八七番地

限定承認者　八木　俊充

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成十九年十二月三日海上保安庁告示第三百十二号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
七四	〃	一二三、三〇〇	三、七〇〇	
〃	〃	一三一・五	一二	
平成二十三年三月二十四日海上保安庁告示第七十五号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
九一	〃	一七	北北東	北
〃	〃	終りから一六	北西	北
〃	〃	四		
平成二十五年十月三日海上保安庁告示第百八十一号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
八一	〃	終りから一六	門司	関門
〃	〃	一〇		
平成二十七年九月九日海上保安庁告示第六十四号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
七四	九八		五	
平成二十八年四月十四日（号外第八十七号）海上保安庁告示第二十六号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
二七ページ一段終わりから一五行目と一四行目の間に次のように加える。				
記　事　一時業務休止中のところ名称等変更のうえ復旧				
平成二十八年十月六日海上保安庁告示第四十六号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
五四		終りから六	施灯	施設灯

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十日付特第一号二ページ
第六号四八ページ
◉付録　十二月官報目録一六ページ

ジ●同月十二日付第六号六四ページ●同日付政府調達

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）